

○南会津町会津高原スキー場条例

平成18年 3 月20日

条例第168号

(設置)

第1条 住民の保健福祉の増進、体育の振興及び観光事業の発展に寄与するため、南会津町会津高原スキー場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 スキー場等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南会津町会津高原だいくらスキー場	南会津町針生字昼滝山1951番地及びその周辺の地域
南会津町会津高原たかつえスキー場	南会津町八総字高杖原甲1918番地及びその周辺の地域
南会津町会津高原高畑スキー場	南会津町大桃字一の間々20番地3及びその周辺の地域
南会津町会津高原南郷スキー場	南会津町界字湯の入293番地及びその周辺の地域

(施設)

第3条 南会津町会津高原スキー場にはスキーリフト、宿泊施設及びその他の付属施設（以下「スキー場等」という。）を設置する。

(指定管理者による管理)

第4条 スキー場等の管理は、南会津町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年南会津町条例第53号）の規定により、法人その他の団体であって町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) リフトの運行、スキー等物品の貸付け、飲食物の提供、物品の販売、宿泊施設及び駐車場の経営に関する業務
- (2) スキー場等の利用の許可に関する業務
- (3) スキー場等の利用料金の徴収及び利用料金の減免に関する業務
- (4) スキー場等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める業務

第6条 削除

(利用の許可)

第7条 スキー場等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に当たり必要があると認めるときは、その利用に条件を付することができる。

3 指定管理者は、利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、スキー場等の利用を許可しない。

- (1) その利用がスキー場等の設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用がスキー場等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他スキー場等の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第9条 利用者は、スキー場等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はスキー場等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。
- (4) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、スキー場等の利用を拒否し、又はスキー場等の利用を制限することができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者
- (2) 感染症の疾患を有する者
- (3) 泥酔している者
- (4) その他指定管理者が管理上支障があると認める者

(利用料金)

第12条 利用者は、指定管理者にスキー場等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

3 町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) スキー場等の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、スキー場等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、スキー場等の利用が終わったときは、速やかにスキー場等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第10条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、指定管理者において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、故意又は過失によりスキー場等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の台鞍山スキー場条例（昭和57年田島町条例第15号）、舘岩村営スキー場設置及び管理・運営に関する条例（昭和55年舘岩村条例第16号）、伊南村高畑スキー場条例（平成17年伊南村条例第16号）又は南郷スキー場条例（昭和51年南郷村条例第22号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第215号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第31号）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第23号）

この条例は、平成30年9月21日から施行する。

附 則（令和元年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年条例第23号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(3) 第7条中南会津町会津高原スキー場条例第12条第2項の改正規定及び
同条例別表の改正規定 令和7年10月1日

別表（第12条関係）

(1) リフトの利用料金

区分		利用料金		摘要
		大人	小人	
1 回券		1,500円		1 大人は、中学生以上とする。
時間券		9,000円	7,000円	2 小人は、5 歳以上小学生までとする。ただし、町内及び南会津郡内シーズン券においては、高校生までとする。
1 日券		10,000円	9,000円	3 回数券は、1 回券に回数を乗じた料金の範囲内で設けることができるものとする。
シ ー ズ ン券	町内	30,000円	22,000円	4 1 回券及び回数券は、大人小人の区分はなくシーズン終了まで使用できるものとする。
	南会津郡内	40,000円	30,000円	5 時間券は、4 時間とする。
	町外	100,000円	75,000円	6 複数日券は、1 日券に日数を乗じた料金の範囲内で設けることができるものとする。
	法人券	160,000円		7 法人等を除くシーズン券の利用は、発行を受けた本人に限る。
				8 シーズン券には有効期間を設ける。
				9 シーズン券における町内とは、町内に住所を有する者又は町内に勤務する者とする。また、南会津郡内とは、下郷町、

			只見町、檜枝岐村に住所を有する者とし、町外とは、上記以外の者とする。 10 法人券は、発行を受けた法人等の代表者が他人に貸与できる。ただし、1枚につき1人の利用とする。
--	--	--	--

(2) 共通のリフトの利用料金

区分		利用料金		摘要
		大人	小人	
共通シーズン券	町内	30,000円	22,000円	1 小人は、高校生までとする。
	町外	120,000円	90,000円	2 共通シーズン券における町内とは、町内に住所を有する者又は町内に勤務する者とし、町外とは、上記以外の者とする。

(3) 駐車場の利用料金

区分	利用料金	摘要
大型車	3,000円	1回1台につき、料金を徴収することができ
中型車・普通車	2,000円	

(4) 宿泊施設の利用料金

区分		利用料金				摘要
		大人	小人 (6歳～12歳)	幼児 (3～5歳)	乳幼児 (0～2歳)	
宿泊利用	個室	25,000円	17,500円	3,500円	無料	1 大人個室シングル利用は5,000円増とする。 2 大人1名、小人1名

						での利用の場合は小人は大人と同額とする。 3 幼児の寝具利用の場合は2,500円増とする。
日 帰 り 利 用	個室				6,000円	1 3時間を超える場合は1時間当たり1,500円を加算する。
会 議 室 利 用	レストラ ン、コンベ ンション ホール				12,000円	1 3時間を超える場合は1時間当たり4,000円を加算する。
	中広間、多 目的室				7,000円	1 3時間を超える場合は1時間当たり2,000円を加算する。

備考 この表における利用料金は、南会津町税条例（平成18年南会津町条例第72号）に規定する入湯税を除く額とする。

（５） その他の付属施設利用料金

白樺の湯

区分	利用料金	摘要
町民	500円	1 1回当たりの料金とする。 2 町民の11回券は5,000円とする。
町民外	800円	

備考 この表における利用料金は、南会津町税条例（平成18年南会津町条例第72号）に規定する入湯税を除く額とする。